

**広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業
事業者選定公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和 6 年 2 月 1 日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 事業の概要

(1) 事業名

広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）
設置等事業

(2) 事業実施場所

ア 施設名等

広島港宇品旅客ターミナル（広島市南区宇品海岸一丁目 1 3 番 2 6 号）

イ 年間乗降者数

1, 8 8 1, 1 6 1 人（令和 4 年度）

(3) 協定期間

協定締結の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(4) 機器設置期間（放映期間）

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(5) 事業内容

別紙の「広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業事業者募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおり。

(6) 事業費

本事業に係る費用は、全て事業の企画提案を行う法人又は個人事業者（以下「事業者」という。）の負担とする。

(7) 実施事業者の選定方法

公募型プロポーザルを実施し、最適提案者 1 者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、募集要領による。

(8) 事業担当課（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

広島市都市整備局みなと振興課（広島市役所本庁舎 1 1 階）

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

TEL : 082-504-2337（直通） FAX : 082-504-2529

E-Mail : minato@city.hiroshima.lg.jp

2 募集要領等の配布方法

募集要領及び応募書類一式(以下「募集要領等」という。)は、広島市ホームページ(※)からダウンロードすることができる。

※本事業のコンテンツの場所

広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」

ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年2月16日(金)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(8)の事業担当課

3 募集要領等に対する質問書の受付及び回答

募集要領等の内容に関する質問書は、次のとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公示日から令和6年2月8日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで(必着)。

(2) 受付場所

前記1(8)の事業担当課

(3) 提出方法

募集要領等に関する質問書(様式1)に記入の上、電子メール又はFAXのいずれかの方法により提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(4) 質問及び回答の公表

質問及び回答は、令和6年2月14日(水)から2月16日(金)まで、前記1(8)の事業担当課カウンターで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

4 応募資格

このプロポーザルに応募できるのは、公示の日から最適提案者決定の日(審査結果を通知した日をいう。)までの間において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4又は広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)第2条に該当しない者であること。

(2) 営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがされていない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島市税、消費税又は地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (8) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

5 応募資格確認申請書類の提出

プロポーザルへの応募を希望する者は、応募資格確認申請書類を提出し、応募資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

公示日から令和6年2月16日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(8)の事業担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。

6 応募

本事業への応募は、募集要領に定める提案条件を遵守し、別紙1「公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び参考資料「行政情報表示機によるコンテンツ配信（番組構成）の一例」等を参照した上で、以下のとおり企画提案書等を作成・提出することにより行う。

(1) 提出書類

ア 広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業事業者選定公募型プロポーザル企画提案書（様式５）（必須）

イ 提案参考資料（任意）

(2) 提出期間

公示日から令和６年２月１６日（金）までの閉庁日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで。

(3) 提出場所

前記１(８)の事業担当課

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。

(5) 提案の無効

以下のア～オのいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 公示の日から最適提案者の決定までの間に前記４の応募資格を満たさなくなった者が提出した場合

イ 民法（明治２９年法律第８９号）第９０条（公序良俗違反）、第９３条（心裡留保）、第９４条（虚偽表示）又は第９５条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ 募集要領に定める提出書類に虚偽の記載をした場合

オ 募集要領に定める提案条件に反した場合

7 審査方法

(1) 審査方法

企画提案書の審査（評価を含む。）は、審査委員会が行う。

(2) 審査基準

別紙２「広島港宇品旅客ターミナルへの広告付行政情報表示機（デジタルサイネージ）設置等事業事業者選定基準」のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面で通知する。

8 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書等の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) その他詳細は、募集要領による。